

地方自治体による環境に配慮した水路整備の支援制度～兵庫県篠山市の事例～ The local governments support system for construction of irrigation canal considering the vicinity environment ~Case of Sasayama City~

田代 優秋^{1,2)}
 TASHIRO Yushu

1. はじめに

土地改良事業において、環境との調和に配慮すること（以下、「環境配慮」という）が原則化され、約 20 年が経過した。これまで農村の野生動植物の保全は、圃場整備事業や水路整備事業において経済性や効率性のために仕方なく見過ごされてきた。しかしながら、原則化以後、各生物の生態の解明が進み、その保全の土木工学的な技術開発が進んだ。また、その成果が国営事業などで利用・実践され、技術指針や手引書の策定、環境情報協議会などの手続きに関するガイドラインなどソフト面も充実した。

こうした中で環境配慮を巡る新しい問題点として“小規模水路の更新・整備時の環境配慮”について指摘したい。現在、土地改良区などがなく自治会などの地縁団体によって管理される小規模な水路（以下、「小規模水路」）で、多面的交付金を活用し長寿命化を目的とした更新・整備が各地で行われている。その規模は水路延長が数 10m～数 100m 程度、事業費も数十万～数百万円程度、工期も 1～2 ヶ月であるが、その件数は多い。例えば、国営・都道府県営などの大～中規模な農業農村整備事業であれば、環境配慮のための時間、予算、人員がある程度確保され、上記のようなマニュアル等も整備されている。しかしながら、小規模水路の更新・整備に対して専門家が関与・助言する仕組みが現在整備されておらず、マニュアルなどもない。このため小規模水路であるが故に“知られないまま”に事業が完了したりと、十分な環境配慮がなされない事例が多いと予想される。その実態については、別途詳細な調査が必要であろう。

そこで本報告では、多面的交付金を活用した小規模水路の更新・整備に対して、地方自治体が環境配慮を推進する独自の支援制度を構築している事例を報告する。具体的には、兵庫県篠山市（2019 年 5 月から「丹波篠山市」に市名変更）が行っている「土地改良事業補助金」で、環境配慮による掛かり増し費用の全額補助制度である。以下で、この仕組みについて概説しながら、この制度による成果を述べていきたい。

2. 環境配慮を促進する「土地改良事業補助金」

（１）事業構築の経緯と実績

篠山市は兵庫県東部に位置する人口約 41,000 人、特産品に「丹波黒大豆」「丹波栗」がある農業を基幹産業とする山間部の地方自治体である。こうした特性から、農村景観を農業振興に活用するだけでなく、観光振興、

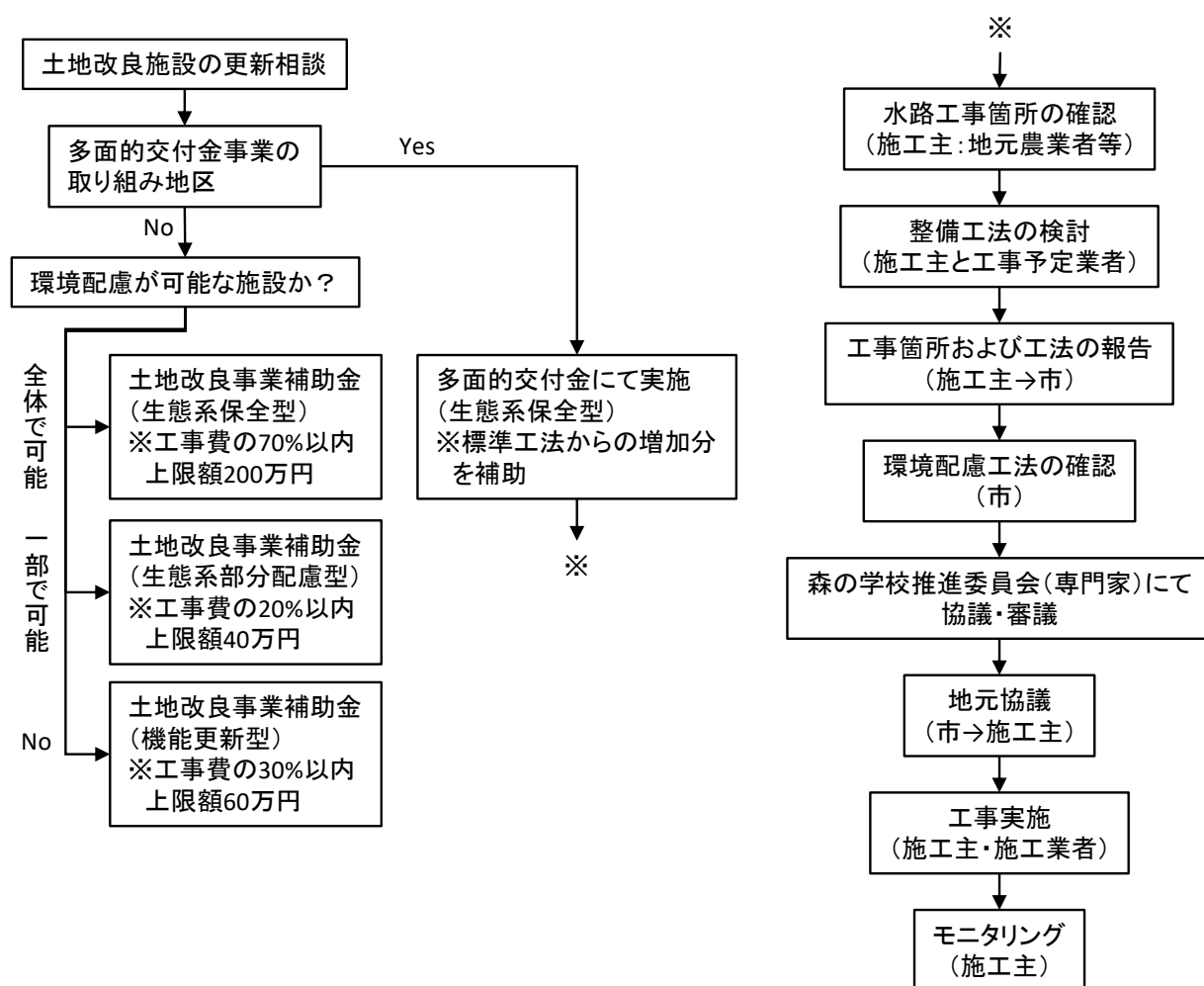
実施年度	環境配慮実績 (箇所数)
2014	1
2015	8
2016	9
2017	11
2018	15

1) 篠山市農都創造部 City of Sasayama 2) 和歌山大学 産学連携イノベーションセンター
 Wakayama University 多面的機能支払交付金、環境配慮、地方自治体、末端水路

移住支援、農業ビジネス起業支援などにも資するために、市長のリーダーシップのもと農村の生物を産業基盤と考え、2014年度からこの補助金制度を実施している。これまで運用基準や採択条件などをいくつかの改定しながら、2019年度で6年目を迎えている。この結果、合計44箇所の環境配慮の実績がある。

（２）補助金制度の事業フロー

本制度の大きな特徴は3つある。1つ目は、多面的交付金を活用した水路の更新・整備を計画する地域と土木施工業者自身が生物調査を実施して、環境配慮工法を市に提案する点にある。2つ目は、土木施工業者からの創意工夫と技術提案を促進するため、環境配慮に関する講習会などを実施し、積極的に取り組む意欲のある事業者を「環境創造事業者」として認定している。3つ目は、環境配慮を推進しつつも農家の構成や地域の立地条件に合わせて、補助率を段階的に設定している点にある。ただし、1つ目については2019年度からの措置となり、生物の同定や採捕努力が適切に実施されるかは今後の課題である。



（３）補助金制度の財源

本制度の財源には、市の単独予算が用いられているが、2016年4月から創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」も一部利用されている。これは、国が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して企業による寄附（寄附額の3割相当額が税額控除、加えて現行の損金算入措置による軽減効果（約3割））が充当されている。